

地域活動に必要な備品の購入に補助金が使えます！

## 令和6年度 一般コミュニティ助成事業の募集について



### 1. 一般コミュニティ助成事業とは

地域活動に必要な備品の購入について、補助金を交付します。  
一般財団法人 自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、実施している事業です。

### 2. 助成を受けられる団体

地域づくり協議会、自治会、町内会などの住民自治組織

### 3. 助成の対象となる経費

獅子舞道具や、集会所の音響設備、机などのコミュニティ活動に直接必要な備品の購入にかかる経費。

過去の購入備品や対象外備品については「備品一覧」をご確認ください。

### 4. 助成金の額

100万円から250万円までの範囲で10万円単位

※経費のうち、10万円未満は切り捨てます。

複数の備品を組み合わせさせていただくことも可能です。

### 5. 助成事業の流れ

本年度 (R5年度)	9月21日(木)	事前エントリー
	9月29日(金)	提出期限
次年度 (R6年度)	4月上旬	採否通知(市⇒自治会等)
	6月下旬以降	補助金交付申請(自治会等⇒市)
		交付決定通知(市⇒自治会等)
		事業実施(自治会等)
	実績報告(自治会等⇒市)	
		補助金交付(市⇒自治会等)

## 6. 提出書類（申請）

- (1) 一般コミュニティ助成希望調書（鑑）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 別紙「広報表示の方法」
- (5) 自治会等の団体の規約
- (6) 自治会等の令和5年度事業計画、予算書
- (7) 購入備品の見積書等の写し

(8) カタログのカラーコピーや写真など、事業内容がわかるもの

※様式を確認されたい場合、南砺市ホームページからダウンロードください。

①南砺市HPの検索欄に「一般コミュニティ助成事業」と入力し検索。

②「令和6年度一般コミュニティ助成事業を募集します」記事からダウンロード

南砺市 HP⇒<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=26575>



事前エントリー⇒<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/czVcCQRW>



## 7. 留意点

- ※ 本事業は、一般財団法人 自治総合センターにて採否が決定されます。
- ※ 全国のコミュニティ組織が対象であり、例年申請される数も多いことから、申請しても全てが採択される訳ではありません。
- ※ そのため、希望が10件を超える場合には、「必要性」「緊急性」「妥当性」「実現可能性」「広報の効果」「過去の採択件数・申請回数」などの観点から書類を審査し、10件に絞る可能性があります。
- ※ 本事業で整備する全ての備品には、使用時に見える位置に宝くじの広報表示を行う必要があります。



(参考) 宝くじの広報表示

### お問い合わせ先・書類提出先

南砺市 政策推進課 地方創生推進係 (担当：影近)

住所：939-1692 南砺市荒木 1550

電話：23-2052 FAX：52-6338

Email:seisakusuishinka@city.nanto.lg.jp

# 一般コミュニティ助成事業 備品一覧

## 過去購入があった備品

### ■ イベント・お祭り関係

- ・獅子舞用具一式（蚊帳、衣装、笛、鉦、太鼓など。ただし、自治会名以外の団体名の名入れはできません。）
- ・展示パネル（パネル、支柱）
- ・屋体、行燈の修繕
- ・垂れ幕、袖幕、引幕、紅白幕、暗幕など
- ・簡易ステージ（ステージ、ステップ、スカート）
- ・カラーリング用具

### ■ 設備関係

- ・音響設備（ポータブルアンプ、マイク、スタンドなど）
- ・空調設備（建物埋め込み式は対象外）
- ・照明器具（埋め込み式、電球のみの整備は対象外）

### ■ 電化製品

- ・テレビ
- ・DVDレコーダー
- ・プロジェクター
- ・モニター
- ・タブレット端末（地域活動に使用していることが必要）
- ・オゾン発生器
- ・プリンター
- ・ノートパソコン
- ・計量器
- ・ブルーヒーター

### ■ 家具

- ・机、机用台車
- ・椅子、座椅子
- ・キャビネット
- ・カーテン

## ■外で使用する備品

- ・小型除雪機
- ・ウッドチップパー
- ・草刈り機
- ・小型発電機（防災目的は対象外）
- ・テント
- ・物置（アンカー工事等を伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等は対象。ただし、同時に整備する備品を保管する目的に限る。）

## ■その他

- ・ホワイトボード
- ・スクリーン

## 対象外 備品一覧

- ・基礎工事を（アンカー工事を含む）伴う倉庫等
- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・自転車
- ・動力の付いた屋台、山車等
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・防犯カメラ
- ・水車
- ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・医薬品
- ・照明器具等のうち、電球のみの整備
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請費等の申請に要する費用